

中間とりまとめについて

- (1) 事務局で製本し、各協議員に必要部数を配付する。
オープンハウス等の場を通じて、広く一般に配布する。

- (2) 26日の協議会でとりまとめられた場合には、27日に国土交通省及び東京都の記者クラブに資料配布する。